

## 第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立新庄保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 6年 5月 10日(契約日)～ 令和 6年 10月 28日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成27年度)

### 1. 概評

#### ◇ 特に評価の高い点

##### 【自然環境を生かし、子どもの感性や主体性を育む取組】

住宅街に在りながら隣接する神明社には、木々が茂り、虫探しや松ぼっくり・どんぐり拾い等、子どもたちの楽しい遊び場になっている。また、園舎の周りには、花壇や小さな畑が整備され、四季折々の花を摘んで遊んだり、野菜の世話をしながら成長を観察したり、収穫・クッキング活動等、自然に触れながら心を動かされる体験を通して、子どもの感性や主体性を育む保育を大切にしている。雨の日には窓を開け、子どもが雨の降る様子を見ながら雨音の違いや雨粒の形に気づいたり、神明社にあるコンクリート製円型すべり台に松ぼっくりを投げて、形や大小により転がり方が違うことを発見したりしている。そのような、子どもが見て、聴いて、触れて、試しながら遊びを展開している実践事例が多くある。職員は日々の生活の中で、子どもが夢中になって遊ぶ姿や、発見、気づき等を見逃さず受け止め、感動体験を共有しながら「たのしい・やってみたい・もっとしたい 保育所だいすき 新庄っ子！」の園内研修テーマの基、子どもが主体的にいきいきと遊ぶ楽しさが感じられるような環境作りや保育士の関わりを取組んでいる。

##### 【子どもにとって心地よい生活環境作りに向けた取組】

平成27年度に受審した第三者評価において、設備面でトイレのプライバシー保護とトイレ臭に関して改善が指摘されていたが、トイレを新しく入れ替え、トイレの入り口にレースのカーテンを取り付け、臭いを抑えるため排水溝に蓋を設置する等改善されている。また、昭和22年に開所した当保育所は全体的に暗い雰囲気だったが、壁全体を塗り替え明るい雰囲気になっている。また、園庭や園舎周辺には、摘んで遊べる草花や野菜が植えられており、日陰にも配慮し、子どもが自由に自然物を使って遊べる環境作りを進めている。設備面での改善は難しいところもあるが、できること、工夫できることを、職員で考え職員の力で改善に向けて努力をしている。今後も、子どもにとって心地よい生活環境作りを工夫し、安心、安全な生活が出来る保育所に向けた取組みに期待したい。

#### ◇ 改善を求められる点

【地域のニーズや生活課題の把握と地域の福祉向上に役立つ取組に向けて】

「地域に愛される保育所」を目指し、神明社の万灯祭りや地域の文化祭への参加、また、地域に向けて毎月「しんじょうっこだより」を回覧する等、保育所の取組を地域に向けて発信するよう努めている。反面、地域が保育所に求めている具体的な福祉ニーズや生活課題等の把握までに至っていないのが現状であり、保育所も課題として認識している。昨年度3月をもって「親子サークル」事業を停止した。今後、地域の拠点として役割を担うために、保育所の持つ社会福祉に関する専門的な知識や人材を活かす努力と、地域住民の多様なニーズの把握に努め、地域の福祉向上に向けた積極的な取組に期待したい。

### 3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

#### 4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

「たのしい・やってみたい・もっとしたい 保育所だいすき 新庄っ子！」をテーマに、主体的に遊べる環境や子どもの人権を保障するための保育士の関わりについて実践を重ねてきました。子どもの意見を聞き、職員で独自に考えた3つの「子どもの人権」を意識して保育に取り入れたことで、子どもに応じた関わりを考え、子ども理解に繋がりました。また、子ども達がやりたいと思った時にすぐに取り組むことができるような環境を構成することで、子ども達の主体的な遊びが広がり、職員の資質向上に繋がりました。

今回の受審で、自然環境での子どもの感性を育む取り組みを意識して保育に取り入れてきたことを評価して頂き大変嬉しく思っております。今後も子ども達が、心をゆさぶられるような感動体験ができる保育を取り入れていきたいと思っています。改善すべき点については、地域の方が求めている保育所の具体的な福祉ニーズの把握に努め、地域の社会資源となる保育所を目指していきたいと思えます。

最後に、今回の第三者評価受審に際し、ご尽力をいただいた評価機関の皆様、ご多忙にも関わらず、利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>『富山市基本理念』に基づき、保育理念が掲げられている。年度初めに会議等で全職員に周知を図っている。保護者には「重要事項説明書」を配付したり、入所説明会や保護者会総会で、資料を基に説明したりして周知を図っている。玄関に「保育理念」「保育方針」「保育目標」等について、分かりやすく図式を用いて掲示している。地域に向けて「しんじょうっこだより」を月1回発行、回覧し、自治振興会長、町内会長、地区センター、小学校等にも配布している。今後、近隣の公共施設や老人会、子育て支援団体等の関係機関にも広く周知することを期待したい。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>富山市では『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心安全な保育を提供するため『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、その中に分析及び取組・方策が示されている。全国保育士会や全国保育協議会発行の保育情報誌等で、社会福祉事業全体の動向の把握に努めている。毎年『保育所要覧』を作成し、入所児童の校区内外の利用状況や家族状況の把握に努めている。また、設備の整備としてトイレ環境や壁の塗り替え等課題を明確にし、改善に向けて努力している。今後、地域の様々な会合に参加し、地域の保育所に対するニーズを引き出すための取組を期待したい。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公営のため、設置主体である富山市より基準に応じた利用者の決定とその運営に必要な予算</p>		

及び人員配置が行われている。保育内容、保育環境や設備の整備、人材育成について現状を把握し、問題点や課題について職場会議や年齢別ミーティング（0歳、1歳、2歳、以上児別）、リーダー会議等で話し合い、改善に向けた取組みを進めている。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画は『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』『富山市教育・保育方針』に基づき「新庄保育所 中長期事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定している。年度初めに見直しを行い「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の拠点としての役割等」の4項目の視点や施策、数値目標を明記し、職員に配付、回覧し周知している。見直しは所長、副所長、主査、看護師、調理員、用務員で行っている。今後は、職員全員参加の下、実施状況の評価が行える体制作りを期待したい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「新庄保育所 中長期事業計画」に基づき「令和6年度 新庄保育所単年度事業計画」が策定されている。今年度の取組を「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」4項目に分類し、具体的に実施計画の月日や達成数値目標を明確にしている。また職員が令和5年度の保育に関する振り返りを行い「園内研修」「年齢別保育目標」「保育所が保障する子どもたちの3つの権利」「目指す保育所像」「目指す職員像」を、保護者のアンケートより「目指す（保護者の願う）子ども像」を、子どもたちの話し合いから「保育所テーマ」をそれぞれ決め、具体的な目標として明記している。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画は、全職員から前年度の振り返りや今年度目指したい保育所等について、意見を集約した内容や、保護者からの満足度アンケートをもとに所長が中心となって策定している。作成した事業計画を年度初めに全職員に配付し周知している。今後は、月1回行われている、年齢別ミーティング（年齢別で会計年度職員も参加）、リーダー会議（所長、副所長、主査、看護師、調理員、用務員参加）、職場会議（正規職員参加）、個別配慮児ミーティング（個別配慮児担当者参加）等で「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」に関する項目を議題として取り上げ、会計年度職員を含む全職員の意見を集約・反映させることが望ましい。同時に、事業計画の実施状況の把握や評価・見直しが、定期的に継続性をもって組織的に行われる体制の構築に期待したい。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者には「重要事項説明書」「年間行事予定表」「令和6年度単年度事業計画書」を配付し、入所説明会や保護者会総会等で説明している。「令和6年度単年度事業計画」には「保育所テーマ」「保育理念」「保育方針」「保育目標」「年齢別保育目標」「保育運営」「危機・安全管理」「人材育成」「地域の保育所」「園内研修」「保育所が保障する子どもの3つの権利」「目指す保育所像」「目指す（保護者の願う）子ども像」「目指す職員像」を分かりやすく明記している。同時に「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「保健だより」等を配付・配信したり、玄関コーナーに活動内容を掲示したり『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で配信したりしながら、保護者の周知を図っている。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成27年度に続き、2度目の第三者評価を受審し質の向上に向けた取組みを継続している。全ての第三者評価項目を所長、副所長、主査、看護師、調理員、用務員、リーダーが自己評価し、保育内容を、会計年度職員を含む全職員が自己評価している。（昨年度は年1回、今年度は年2回）また、年齢別、異年齢別児童指導計画（月案）を立案し、毎週評価・反省を行い月末の評価・反省につなげ、翌月の計画立案に反映させている。今年度の研修テーマ「たのしい・やってみたい・もっとしたい 保育所だいすき 新庄っ子！」～職員の資質向上と専門性を高めよう～を掲げ、研修年間計画を立て、組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取組を実施している。研修内容に、看護師から月1回、看護師作成の「職員のための保健だより」を使った保健研修や、子どもの安全を保障するために年3回ヒヤリハット報告による研修、人権に関する事例研修等が計画されている。今後も、より研修体制を整備し、保育の質の向上に向けた取組みを期待したい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>『第三者評価の自己評価』『保育のガイドラインチェックリスト』を行い、各評価を集計・分析し、明確になった課題や改善点について、職場会議や年齢別ミーティング等で話し合い改善に向けて取組んでいる。『人権擁護チェックリスト』は昨年まで2回チェックしていたが、人権について研修を進めていく中で、子どもの人権を尊重した保育の実現に向け、今年度は、文献『子どものじんけんまるわかり』を利用し、ワークシートを使って話し合ったり、当保育所が決めた3つの子どもの人権について事例検討を行ったりしながら、人権擁護を保育に生かすための取組をすすめている。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度初めに、所長の具体的な役割と責任は、職務分担表に明記し全職員に周知すると同時に、富山市の『教育・保育方針』、当保育所の「保育方針」を伝え理解を図っている。災害時、事故時などは「災害・事故対応マニュアル」に基づいて所長の指示に従い行動している。所長不在の時は、副所長への報告・連絡・相談を行うよう周知されており、副所長は速やかに所長に報告することを明記している。今後、平常時や有事（災害、事故等）における「職員連絡体制」だけでなく、所長不在時の「職員連絡体制」の作成にも期待したい。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>富山市主催の所長会議等において、遵守すべき法令について指導を受け、児童福祉法・児童虐待防止法・個人情報保護法について周知し、守秘義務の徹底を全職員に呼びかけている。年度初めに公務員倫理について自園研修を行い、富山市個人情報保護に関する法律施行条例について説明している。『児童憲章』『児童の権利に関する条約』『こども基本法』を事務室に掲示している。また『全国保育士会倫理綱領』を職員に配付し、倫理観に基づいた保育実践について理解を深め、日々の保育に反映させている。個人情報が含まれる文書等の取り扱いについても確認している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度の園内研修のテーマや、子どもたちの3つの権利、目指す保育所像、保護者が望む子ども像、目指す職員像を決め、人権を意識した保育や、子どもが主体的にいきいきと遊ぶ楽しさを感じられるような保育を目指している。その保育実践に向けて、年齢別及び異年齢児指導計画を立案、実践、反省、評価を行っている。今年度から、新たに、リーダー会議（所長、副所長、主査、看護師、調理員、用務員参加）を設け、年齢別ミーティング（正規職員、会計年度職員参加）、職場会議（正規職員参加）、個別配慮児ミーティング（担当者参加）と、職員の意見集約、課題・分析、改善等、各会議で議論しやすいような体制作りを取組んでいる。今後、指導計画と共に、園内研修、事業計画、自己評価等、保育の質に関わる内容について、各会議で議論された課題を理解・分析したうえで、保育の質の向上に向けた指導力に期待したい。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公営管理体制の為、経営状況や財務分析については保育所単位では行われていない。職員体制について、人員が足りない時、所長が指示するのではなく、各クラスのリーダー（主査）が所長、副所長に報告後、主体的に必要な職員配置や協力体制を考える仕組み作りを進めている。また、職員が業務の効率化等、働き方改革を意識するよう、職場会議で働き方改革について話し合う機会を設けている。職員から出た意見の一つに「やってほしいことリスト」を作成し、作って欲しい物等の可視化をしたことで、業務の効率化につながっている例もある。また、職場会議や園内研修会は、事前に議題と資料を配付したり、会議の終了時間を事前に決めたりしながら、会議の効率化を図っている。今後、職場会議、リーダー会議、年齢別ミーティング、個別配慮児ミーティングの各会議が、有益に連動し効果的な事業運営に結びつくことを期待したい。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公営管理下にあり、富山市より在籍人数に応じ適切な人員配置及び人材育成と確保に努めている。正規職員の採用及び処遇改善については、富山市が策定した『第2期 富山市子ども子育て支援事業計画』に基づき、事業の見直しをしながら入所児童数を見据え、会計年度職員も含め採用計画を行っている。富山市は『富山市職員採用案内2024』として具体的な内容が紹介された『保育士採用案内』を作成し、近隣都道府県の保育士・幼稚園教諭養成校等に人材確保に向けた取組みを継続している。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運営主体である富山市が人事管理のために導入している『人事異動調査』『業務評価』『自己申告』を定期的に活用し、市担当課長や所長が中心となり職員の業務に対する面談やモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性を確保する人事評価を組織的に実施している。また、処遇においても昇任、昇格基準が明確になっており、目標をもって就業できる環境がある。職員は『富山市教育・保育方針』に明文化された『望ましい職員像』についても周知している。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>富山市では毎週水曜日を『さわやかナイスデー』月末の金曜日を『さわやかフライデー』と</p>		

してノー残業デーを奨励し、職員の定時帰宅を促している。年休取得がしやすいように保育所独自に「誕生日休暇」を設け、休むことを奨励している。職員の心身の健康を確保するため『ストレスチェックシート』を年1回実施し、希望や必要があれば富山市庁内の『こころの相談室』で臨床心理士に相談できる。20代～30代の職員は『いつでもどこでもお悩み相談』で市担当課の保育士に相談できる。保育所でも、職員の心身の健康を把握し、気になる職員に声をかけたり、若い職員が年上の職員に相談しやすい雰囲気作りに努めたりしている。月末には、年次有給休暇取得状況や時間外労働時間を把握し、状況に応じて調整する等、ワークライフバランスに配慮した職場づくりに努めている。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
----	-----------------------------------	----------------

<コメント>  
富山市の業務評価に基づいて、正規職員は『業務評価書』に年2回、目標、達成状況、行動計画、達成度、自己点検評定等について明確にしている。会計年度職員も年2回『人事評価記録書』に目標、達成状況、自己申告等を明記している。期末の所長面談を通して全職員の進捗状況を把握しながら、目標達成に向けて評価をしている。評価をする際には、職員一人ひとりの頑張りを認めるよう配慮している。

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
----	---	----------------

<コメント>  
富山市は保育関連分野において分類された、教育・保育に関する研修計画の基本方針を作成しており『望まれる職員像』も明記されている。「令和6年度 新庄保育所単年度事業計画」に研修による人材育成が明記され、市担当課の『令和6年度 保育所・認定こども園職員研修計画』に基づいた研修や、新規採用研修、主任研修、新任主査研修、新任主幹研修等、職務に応じた研修、各種団体（全国保育士会、富山県保育士会、富山県保育連絡協議会等）の研修等に参加している。富山市保育のガイドラインに保育士の研修体系『保育士の階層別に求められる専門性』で、保育実践に必要とする知識・技能等を考慮した研修計画の作成・実施が行われている。

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ <b>b</b> ・c
----	-------------------------------------	----------------

<コメント>  
富山市は各職員の5年間の研修履歴が把握できる『富山市保育所職員研修受講履歴表』を作成している。保育所では、それらの情報を基に、年齢、経験、担当年齢、希望等を踏まえ年間計画を作成している。また、キャリアアップ研修や富山県保育士会や富山県保育連絡協議会等の研修案内を回覧し周知を図っている。研修受講後は気づきと学び、具体的に実施したいことを『研修受講報告書』に記載し、全職員に回覧し周知を図っている。受講1ヶ月後には、実施した内容を所長に報告し、振り返りを行っている。外部研修が受けられない職員に対しては、Web研修や動画を利用した研修等を取り入れて、研修の機会を確保するように努めている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>富山市作成の『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』に基づき、保育所独自の「実習生受け入れマニュアル」や「14歳の挑戦のしおり」「保育実習のしおり」等を作成し、副所長が窓口となり各学校の目的に応じた実習や体験学習を受け入れている。専門職種ごとに、学校側が作成したマニュアルを基に、実習プログラムを作成し、実習期間中も実習生や学校側と打ち合わせをしながら継続的な連携を維持するように努めている。「実習生受け入れマニュアル」には指導のポイントを明記し、実習生を受け入れる職員が実習生の育成について理解し、実習生一人ひとりのねらいや意向を確認しながら、効果的な研修・育成が行われている。実習生には実習後「実習生反省会記録」「感想用紙」を提出してもらい、次の実習に生かすようにしている。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>富山市はホームページを活用し『育さぽとやま』の中で、保育所情報や第三者評価受審状況を子育て情報と併せて掲載している。第三者評価結果は富山県社会福祉協議会のホームページで公表されることを知らせている。富山市としての子育て事業に関する予算及び決算等、財務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。保護者には、第三者評価の受審、苦情・相談内容の公表や、保育の質に関わる取組を「保育所だより」や玄関での掲示を通して情報提供に努めている。地域に向けては、地域の会合に参加し、自治振興会会長や社会福祉協議会会長、地区の町内会長等に保育理念や方針、目標、事業等の説明をしている。また、月1回「しんじょうっこだより」を地域に回覧したり、地区センターに保育理念や保育方針を記載したパンフレットの設置や、子どもの活動の様子の掲示を依頼したりして情報公開に努めている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所で必要な備品及び消耗品等を購入するための予算が、年度単位で4月に富山市より配当されている。それらの扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら、収支計画を作成し、所長が責任者となり富山市の庶務事務マニュアルに基づき適正な出納管理が行われている。監査については富山市監査委員事務局より定期的実施され、その結果を受け、指摘事項に基づき改善に努めている。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域との関わりについては「中長期事業計画」「単年度計画」に記載されている。地域の神社の田まつり（万灯の絵作成）や文化展への子どもの作品出品をしたり地域向け「しんじょうっこだより」を毎月発行したりして保育所と地域との連携を図っている。</p> <p>また地域ボランティアによる「お話の会」「リトミック」等が開催され子どもたちが喜んで参加している。特に「お話の会」での「すばなし」は真剣に聞き入っている。新庄小・中学校との交流も実施されておりこれらの交流の活動内容は、掲示板やお知らせ一斉配信等で保護者に知らせている。</p> <p>保育所近くに富山地方鉄道が通っており「かぼちゃ電車」「だいこん電車」等のネーミングで親しんでおり、その電車に乗り園外保育に出かける等している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市担当課作成の『保育のガイドライン』にボランティア等の受け入れに対する基本姿勢が明記されており、保育所独自のマニュアル等が作成されている。</p> <p>シニア保育サポーター事業については『富山市シニア保育サポーター事業実施要項』に基づき受け入れ、月2回（雑巾の縁かがり、ペーパーボックス作り）等で協力を得ている。『14歳の挑戦』や保育士・幼稚園教諭養成校等の実習生の受け入れを行っている。また、所長が中学校の会合に参加し、保育士の仕事を知らせ理解してもらい『キャリア教育』に協力している。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日常的に関わりがある地域の社会資源として小・中学校、小児科クリニック、歯科医院等がある。交番、消防署、図書館、東新庄駅、神社等が「新庄保育所地域交流計画」（連携図）に記載されており、災害関係は赤、相談関係は青、交流関係は橙と分かりやすく図式化されている。保健福祉センター、地域の療育センター等の連携も重視しており、子ども一人ひとりの状況に応じて対応している。</p> <p>要保護児童については、富山市要保護児童対策地域協議会を通して関係機関と連携をとり、毎月情報提供を行い、関係機関への連絡等で解決に向けた支援を実施している。これらの取組等は、職場会議等で報告し、情報共有を図っている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ <b>b</b> ・c

<コメント>

地域の会合に所長が参加し、地区行事等の参加の要請や地区活性化への保育所としての役割を認識し実施に向け努力している。地域だより「しんじょうっこだより」を毎月発行し、地区センターに掲示したり回覧版を活用したりして保育所の持つ機能を発信している。保育所に対し町内会長の様々な協力があることから、町内会を大切にして地域の福祉ニーズを把握するよう努めている。

地区センターに出向き相談等の出前保育を実施する等、保育所の持つ機能を地域へ還元し、地域に開かれた保育所を目指すことに期待したい。

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a・**b**・c

<コメント>

一時保育利用については、富山市ホームページ、パンフレット等に記載されており、当保育所では0・1歳児2～3名が利用している。スマイル保育（通所指導）は利用者がいない。所長は地域の会合に出席し、要請があれば、行事等に積極的に参加し地域の活性化やまちづくりの貢献に心がけている。

水害時の指定緊急避難場所になっており、地域の協力を得て地震・火災の避難訓練を9月に予定している。地域の福祉ニーズをどのような方法で収集し、いかに還元するか課題として取り上げ、職員で話し合いや工夫をし、活動につなげることに期待したい。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「単年度計画」に「新庄保育所の子ども達の権利」とし、3つの権利を特に重要として職員と話し合い取り上げている。「いっぱい遊んでいっぱい食べる権利」「思いを伝える権利」「みんなに愛される権利」を策定し保育の中で意識して取組んでいる。この3つの子どもの権利について、保護者に玄関掲示や保護者会総会等で伝え、保育所での様子をお知らせ一斉配信している。</p> <p>全国保育士会倫理綱領を全職員に配付し理解している。また全職員が人権擁護のビデオ研修に参加し、人権について話し合い、子ども一人ひとりを尊重し思いを受け止めながら関わるようにしている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>『富山市個人情報保護条例』に基づき、個人記録や連絡先の書類は、鍵のついた棚に保管し事務室以外への持ち出しをしないようにしている。書類が必要な場合は、持ち出し票に記入して管理をしている。保育所独自の「プライバシーの尊重マニュアル」が策定され、個人の記録物は（置かない）（掲示しない）（配布しない）を鉄則にしている。子どもの生活の場での着替え、排泄等は、衝立を利用し対応している。プライバシー保護には、保護者に承諾書をもらって確認をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用希望者に向けた保育情報は、富山市ホームページの他、地区センターの窓口にパンフレットを置かせてもらい自由に見たり持ち帰ったりできるようにしている。パンフレットには「保育理念」「保育方針」「保育目標」「保育内容の特色」等、事業や保育所生活等が記載されている。</p> <p>保育所独自に策定した「保育所見学者の対応手順」に沿って、見学者の対応は所長・副所長が行い、パンフレットを渡し保育所の事業、特色等を知らせている。同時に富山市の保育事業サービスも丁寧に伝えている。また見学は随時受け入れており、日時は利用希望者に沿えるように配慮している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ <b>b</b> ・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の開始及び変更については、必要書類の提出を求め、富山市こども保育課で決定した認定内容を保護者に知らせている。書類の書き方についても『保育所入所のご案内』の冊子を基に分かりやすく説明したり、記入例をつけたりして知らせている。保育の変更について、富山市こども保育課から支給認定書が届いた場合は、手渡しして口頭で伝えている。母国語が日本語ではない子どもで伝えるのが困難な場合は個別に応じて音声翻訳機等で対応している。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・<b>b</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>転所先に必要な書類（同意書・生活管理指導書・児童保育要録・予防接種罹患調査票等）を送付したり電話等で伝えたりし、保育の継続性に配慮している。保育所の利用が終了した後、相談窓口を設置しており、内容を口頭で伝えている。相談方法や担当者について内容を記載した文書で渡すことが望ましい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・<b>b</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々の保育の中で一人ひとりの子どもの声を聴くことを大切にしている。担任保育士だけでなく全職員で新たな気づきがあった場合は、話し合う等共有している。子ども同士の会話や遊びの中で、笑顔や保護者からの代弁等で子どもの思いを把握するよう努めている。保育参観や行事後に、アンケートを実施し寄せられた意見を集約し、改善が必要な内容については、職場会議等で話し合う仕組みがあり、保護者に公表をしている。保護者の会合に所長が参加し、保育所の意向を伝えたり意見を聞いたりしている。他に保育運営アンケート(満足度)を実施、集約し、会議等を経て公表を行い、改善に務めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・<b>b</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所独自で作成された「苦情対応マニュアル」には、苦情・要望の伝達手順が明記されている。保護者には苦情受付・解決の窓口が副所長、責任者が所長であることや、保育所内で解決できない問題については、富山市より委託された第三者委員会にゆだねる体制を明確にしたものを玄関に掲示し、意見箱と意見用紙(ご意見・ご要望カード)を設置している。保護者からの要望や苦情について、承諾を得たものについては、注意喚起をしたり掲示・お知らせ一斉配信等で知らせたりしている。解決に向けては職員間で問題を話し合い、今後の保育に反映するように努めている。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a・<b>b</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>玄関に事務室から見えにくい場所に意見箱と相談箱が設置してあり「個別相談申し込み票」</p>		

<p>が置かれている。「個別相談申し込み票」には、相談者が希望する職員、場所、日時を記載してもらい、相談や意見が言いやすいように配慮している。相談場所は、プライバシーの保護環境を整備した遊戯室の一部を利用している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  日常的に保護者とのコミュニケーションを図り、話しやすい雰囲気と関係性づくりに心がけている。また「個人面談」や連絡帳等で相談や意見を把握し、職場会議等で検討、対応している。送迎時に受けた相談・意見に対しては、クラス担当保育士リーダーから所長、副所長に報告される体制になっている。意見については、職場会議やミーティングで職員に伝え、クラス単位で改善点を話し合い、職場会議で検討している。マニュアル等は定期的（1.2.5.6月）に見直し、全職員に周知している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  富山市の『富山市危機管理対応要領』に基づき、保育所独自の「危機管理マニュアル」を作成されており、所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとなり、危機予防対策を行っている。マニュアルは職員が見やすい場所（職員室と保育室）に保管しており、緊急時はすぐに対応できるように体制を整えている。  定期的に危険箇所を把握するために、職員や子どもから聞いた意見を基にヒヤリハットマップを活用し、改善策や対応を行い公表している。月2回園舎内外の安全点検を行い、必要な場所の改善、対応を行っている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  富山市の『富山市危機管理対応要領』に基づき保育所独自の「健康管理マニュアル」を作成し職員で周知している。所長の責任の下、看護師が中心となり感染症対策を実施している。看護師は独自で作成した「看護記録」に子どもの病気、ケガ等を詳細に記録している。また、月1回職員向けに「保健だより」を作成し、職場会議等で説明しながら、感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整えている。保育所で発生している感染症や、感染情報について玄関の保健コーナーに掲示し、保護者に情報提供をしている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  非常災害に対し子どもの安全を確保するために具体的な計画を作成している。年間計画に基づき、月一回以上災害を想定した「災害時対応訓練」を実施し体制、役割について確認を行っている。「重要事項説明書」に、火災、地震、台風、水害、竜巻、津波等の非常災害について避難場所や子どもの安全確保、保護者への連絡方法、引き渡し等について記載され、保護者に理解を求めている。</p>		

人の出入りがしやすい園舎のため、不審者対応の訓練を年4回に増やし、交番にも依頼し、総評や講習を受けている。町内会の協力で参加してもらった訓練を9月に予定している。町内会には、防災体制について知ってもらい協力体制の強化を図っている。0・1歳児が保育所の2階に生活しており、非常災害等の避難をシミュレーションし職員、町内会等で体制を話し合い最良の対応ができるよう期待したい。

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>『富山市保育のガイドライン』に標準的な実施方法が記載されており、保育所独自に文書化、見直しも随時行われている。標準的な実施方法は職員室、各保育室に設置され常時確認することができるようにしている。「全体的な計画」に基づき指導計画を立案し保育実践を行っている。デイリープログラムは、年齢の低いクラスでは、リーダー、サブ1、サブ2、サブ3と子どもの活動に対しそれぞれの援助方法が詳しく記載されている。</p> <p>子どもの興味や関心等、クラスごとの内容を検討し画一的な保育実践にならないように会議等で確認している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の標準的な実施方法の検証・見直しは年1回実施しており、必要な場合は会議等で話し合い随時行っている。「全体的な計画」「年間指導計画」等は、令和5年10月から話し合いを進め、見直しに着手している。保育所の環境変化や子どものたちの姿を見て見直している。保育に関する検証は、毎月、各年齢のミーティング等で行い、「全体的な計画」をはじめとする指導計画については、立案から実施後まで定期的に振り返り、次月に反映させている。また、職場会議や各年齢のミーティングで指導計画を作成した保育士以外の職員の意見を反映したり、保護者アンケートでの保護者の意向も取り入れたりしている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの心身状況や生活状況については入所時の『児童票（家庭状況・健康状況）』や保護者懇談会によって把握したり、登降時の保護者との対話、連絡帳等で把握したりしている。指導計画は各担当が作成し、リーダー、副所長、所長が確認している。計画の作成にあたり職場会議やリーダー会議に看護師、調理員、用務員も参加している。</p> <p>個別の児童票には、子どもの様子を記入し保護者の意向も踏まえたものになっている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ <b>b</b> ・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」をはじめ、全ての年間計画は年度末、各年齢の月間指導計画は月末、災害対応訓練は実施後、個別指導計画は定期的に、保育経過記録はその都度見直しを行っている。指導計画変更の場合は、副所長、所長に伝え他の職員に会議や書面で周知している。年齢別指導計画について、変更点や課題が分かるように記載している。課題や反省点が生かされているか確認し指導をしている。次月に生かす課題や反省は、具体的に分かりやすい書き方を工夫することを期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別の指導計画は、一人ずつファイリングやデータで保管しており、入所からの経過がわかるようにしている。記録については、提出された書類やデータを副所長が確認し、記録内容や記録の仕方等を指導している。職場会議、リーダー会議、各年齢、個別配慮児ミーティング、ケース会議で報告して情報共有を行っている。保育所内で共有する情報は職場会議、ミーティングノート、記録の回覧を通して全職員に共有している。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>『富山市個人情報保護条例』及び『富山市情報セキュリティポリシー』に基づき、子どもの記録管理、電子データ等の取り扱いに十分留意し管理している。個人記録は、鍵のかかる棚に保管し、閲覧や記録の際は「持ち出し票」に記入し所長等が確認して事務室内で記載するようにしている。『個人情報保護規定』等を理解し、保育所内で知り得た情報は口外しないことを定期的に全職員に伝えている。「重要事項説明書」に個人情報保護について記載されており、入所時に保護者に説明をしている。写真掲示や配信等は保護者に承諾書を記載してもらっている。</p>		

## A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」は、保育所の理念、保育方針、保育目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、家庭の状況や地域の実態を考慮して作成している。保育所テーマを「わくわく、きらきら、げんきなしんじょうっこ」と掲げ、保育目標を実現するために「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」や「園内研修」「新庄保育所の子どもたちの権利」等が計画に包括的に記載されている。年度末に「保護者満足度アンケート」を実施し、保護者の意見を取り入れながら所長・副所長・主査が中心となって評価・反省・見直しを行い、年度初めに新年度職員で再度検討し作成をしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>古い園舎ではあるが子どもたちが清潔かつ安全で安定感を持って生活できるよう環境を整えている。各保育室で室温・湿度・換気等のチェックを定期的（1日2回）に行い、快適に過ごせるように配慮している。古く使いにくいトイレの環境を見直し、目隠し用のカーテン・パーテーション・マットを用い、プライバシー保護に配慮して着替えのコーナーを確保したり、掃除手順表や衛生管理チェック表を整備してトイレの清潔が保たれるように努めている。玄関正面のフロアに絵本コーナーを設置し、子ども用の机や椅子を置いてゆったりとくつろぐことができる空間を用意したり、保育室では必要に応じてパーテーションやマットを使ってコーナーを区切り、一人ひとりの遊びが十分に楽しめるよう工夫している。</p> <p>現在、0.1歳児の保育室は2階にあり、1階への往復には少人数で行動する等の工夫をしているが、日常生活の中で階段の上り下りは危険が伴うことから、災害時の避難を想定し、より安全な方法を探っていくことを期待したい。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」の「目指す職員像」の一つに「一人ひとりに寄り添った関わりを行う職員」があげられている。子どもの発達や特性、家庭環境について、年齢別ミーティングや職場会議で共通理解しながら、子どもの姿や言葉・表情から思いを読み取り「一人ひとりの子どもの心を大切にする保育」を職員で意識しながら関わりに努めている。</p> <p>保育所独自の「新庄保育所の子ども達の権利」（いっぱい食べていっぱい遊ぶ権利・思いを伝える権利・みんなに愛される権利）は、今年度初めに職員で子どもの権利について話し合い、たくさんの意見の中から3つの権利に集約したものであり、職員の考えと工夫で作られている。自己の保育の振り返りや日々の保育の中に生かされ、子どもを大切にする保育に反映さ</p>		

れている。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの自分でやろうとする気持ちを大切にしながら、発達に応じた適切な環境構成を工夫し、イラストや写真で示したツールや手順書（所持品の始末・手洗い・うがい・片付け等）を子どもの目線に合わせて分かりやすい場所に掲示したり、子ども一人ひとりに丁寧に関わり、さりげない援助や見守り中で、一人で出来たという喜びや達成感が味わえるように努めている。また、3歳以上児の異年齢クラスでは、日々の生活の中で年上児が年下児のお手本となり、生活習慣が子どもたちの間でも自然に受け継がれている。水分補給のマニュアルを作成し、保育室にお茶やコップを準備し自由に飲めるようにしているが、ゆったりと体を休めることができるコーナーについてもさらに工夫を期待したい。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内研修のテーマとして「たのしい・やってみたい・もっとしたい 保育所だいすき 新庄っ子！」を掲げ、子どもが主体的にいきいきと遊ぶ楽しさを感じられるような保育を目指して、環境整備や保育士の関わりに努めている。また、子どもの遊びを豊かなものにするために保育所独自で「遊びの年間一覧表」を作成し、月間指導計画と連動させながら見通しをもって保育が進められるようにしている。保育室では、ホワイトボードに予定を書き込み、模擬時計で時間を示すことで、子どもたちがいつでも確認しながら見通しをもって生活できるようにしている。支援ツールやイラストの手順表を提示し、身の回りのことや片付けがひとりでしやすい環境に配慮している。遊びの環境構成では3歳以上児対象に1階と2階に廃材コーナー整備し、自由に製作遊びが出来るように各クラスに製作コーナーを整備したり、発達に応じて好きな遊びが楽しめるコーナーが設定されたりしている。製作途中のものは、続きができるように保管しておく場所や、出来上がった作品を飾る場所を用意して達成感が持てるようにしている。保育所の隣には神明社があり、虫探しや松ぼっくり・どんぐり拾い等、子どもたちの楽しい遊び場となっている。園舎の周りには、花壇や小さな畑があり、季節の花や野菜が栽培されており、住宅街でありながら自然に恵まれた環境にある。職員は「自然に触れ、たくさんの感動体験をさせてあげたい」という思いを持ち、園庭への出入りがしやすいように下足箱の場所を見直したり、園庭をぐるりとめぐって遊べるように小道を整備して、園内から外へと子どもたちの活動の場が広がる工夫をしている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>0・1歳児は、同室で一緒に生活しているが、可動式のパーテーションで活動場所を区切り安心して探索活動が行えるようにしたり、パーテーションを外し、部屋を広くしてハイハイや運動遊びを楽しんだり等、0・1歳児の担任で連携を取りながら安心できる環境作りに努めている。また、月齢に応じて夏ならではの水遊びを楽しむことで涼をとっている。感覚遊</p>		

びが楽しめたり、指先を使ったりする手作りおもちゃ等、発達に応じた遊びを楽しめる環境を作り、保育士との応答的関わりの中でゆったり過ごしている。保育士免許を持った看護師が、乳幼児突然死症候群のための SIDS チェックや健康管理等、安全・安心の保育のために力を発揮している。

0歳児一人ひとりの発達に合わせて細やかに関わりながら保育所独自の 방법으로個人記録をとり、その中に「新庄保育所の子ども達の権利」3つを盛り込み定期的に話し合いながら子どもを理解し大切にする保育に努めている。今後も職員で見直し改善を繰り返しながら子どもに合った記録になっていくことが期待される。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑦</b> ・c
----	---	----------------

<コメント>

1歳児クラスは、2階に保育室があり0歳児と同室で生活している。保育士と共に小グループで1階遊戯室へ移動したり、テラスを活用したりして子どもの活動範囲を広げている。また、年齢の活動に合わせてパーテーションで区切ったり、時間帯をずらしたりしながらそれぞれの発達に応じて生活や遊びが保障できるように配慮している。おやつや食事は、一人ひとりの子どもの発達や生活のペースに合わせて時差をつける等、適切な時間帯に取れるようにし、温かいものは温かいうち冷たいものは冷たいうちに食べることができるよう、調理員や職員と連携を取りながら配慮している。

2歳児クラスは、単独クラスで生活している。遊戯室のすぐ隣にあるため、登所したら直ぐに遊戯室へ行き、午前のおやつまで十分に体を動かして遊びを楽しむ子どもが多い。また、保育士とともに戸外へも積極的に出かけ、様々な経験が出来るようしている。保育室は、カラーマットを利用して遊びのコーナーを分けたり、「自分でやりたい」という気持ちを大切にしたりしながら室内の動線に配慮し、所持品の始末や遊具の片付け等、生活しやすい環境づくりに努めている。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>⑧</b> ・c
----	--	----------------

<コメント>

異年齢（3・4・5歳児）4クラス編成での生活を基礎としながら、年齢別指導計画に基づいて、年齢別保育の時間も設定している。3歳以上児ミーティングや年齢別ミーティング等、定期的に話し合いの機会を設け、職員の共通理解を図りながら「たのしい・やってみたい・もっとしたい」と意欲的、自発的に遊べる環境構成や受容的な保育士の関わりについて、園内研修で取組みながら検討・実践・改善を重ねている。

子どもたちの生活や遊びの様子をクラスだよりに載せたり、その時々で取組んでいる協同的な活動の様子を写真で撮ったり、玄関の掲示板に保育ドキュメンテーションとして情報提供をしたりすることで保護者理解につなげている。さらには作成した保育ドキュメンテーションを保育室の子どもの目につく場所に掲示し、見える化を図りながら子ども自身が自分たちの遊びを振り返り、見通しをもって協同活動につなげていくことができるように援助することで、遊びがより深いものとなることに期待したい。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>統合保育の中で、特性を持った子どもが安心して過ごすための環境に配慮し、分かりやすい表示や手順表で知らせたり、クールダウンのための空間を1階や2階に設定したりしている。個別配慮児の他に気になる子が多いため、個別配慮児ミーティング等で各年齢の担任と話し合い、集団活動への参加や、一人ひとりに応じた関わりについて職員で周知し理解しながら協力できるようにしている。また、定期的に保護者面談等を行い専門機関の情報を伝えたり、保護者の意向を聞き取り、「個別支援計画」や保育所独自の「個別配慮児年間指導計画」に反映させている。富山市こども保育課主催の研修や関係機関の研修に参加し、職場会議等で報告し共通理解を図りながら保育に生かしている。</p> <p>玄関に「子育ての悩み相談したいこと」というファイリングを設置し、保護者に専門機関、相談機関・病院等の情報提供を行っている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』の登所管理を利用して、長時間保育の時間帯に必要な保育士の人員を把握し、年齢や時間帯に応じて部屋を分け、一人ひとりの子どもの生活リズムに配慮し適切な休息が取れるようにしている。18時以降の延長保育では、おやつを提供を行い、アレルギーや離乳食にも対応している。保護者への伝達には「早朝時間・延長時間利用状況及び健康状態把握表」を活用し、チェック体制を整え、保護者に必要な事柄をもれなく伝達するようにしている。また、担任等と保護者が直接話したい時は「早朝時間・延長時間利用状況及び健康状態把握表」に記載し、連絡が取れるようにしている。今後、詳しく子どもの様子が知りたいという個々の保護者の思いに応え、連絡帳や口頭での話し合い等、方法を工夫していくことが望ましい。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1年生との同窓会を7月に実施し、5歳児と1年生との交流を図ることにより小学校での生活に期待が持てるようにしている。8月に小学校から教諭等が来所し、5歳児の様子を見学したり情報共有や意見交換を行い連携を図ったり、年度末に『保育所児童保育要録』を作成して小学校へ一人ひとりの子どもの育ちがつながるように努めている。2月には、年齢別懇談会を開催し、小学生がいる保護者から意見を聞く機会を設け、保護者も小学校入学に見通しが持てるようにしている。今後、小学校との交流の機会を捉えて積極的に連携を図りながら接続に向けて取組んでいくことが望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>富山市こども保育課の『保健指導計画』を基に保育所独自の「保健計画」を作成し、各年齢の年間計画に反映させている。『健康管理マニュアル』に沿って、朝の受け入れ時や日中、降</p>		

所時に子ども一人ひとりの健康観察を行ったり、保育中の子どものケガや体調不良等について保護者に伝えると共に「看護記録」に記載し回覧することで職員間で共通理解を図っている。定期的に保護者に「予防接種歴・罹患歴調査票」の確認をしてもらい子どもの状況を把握している。健診等で嘱託医と年6回のカンファレンスを実施し、そこで得た知識や情報を職員間で共有したり、保護者に伝えたりしている。看護師が定期的に子どもたちに健康指導を行ったり、職員に向けて毎日の保健情報を事務室に掲示したりしている。また、保護者への情報提供として、「保健だより」の配信や玄関の保健コーナーに感染情報を掲示して、保育所全体の健康意識の向上に努めている。

乳幼児突然死症候群（SIDS）の対応として、うつ伏せ寝の防止のために「睡眠時チェック表」を作成し、年齢に応じてチェック間隔を決めて記録・確認している。

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ <b>b</b> ・c
----	-----------------------------------	----------------

<コメント>  
内科・歯科健診等を適切に行い、その結果を「記録表」に記載し職員で周知している。健診には、看護師もカンファレンスに加わり、事前に受けた医師への質問事項を保護者に代わって聞いたり、その内容や結果を「健康診断結果」で伝えている。また、受診が必要な子どもには「受診のおすすめ」を配付し、早めの受診を勧めている。健診を通して、歯磨きの大切さや目を大切にすることを伝え、日常生活の中でも手洗い・うがい・咳エチケット等の衛生習慣が身に着くように伝えている。必要に応じて看護師がクラスを回って保健指導を行っている。

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
----	--	----------------

<コメント>  
富山市の『アレルギー対応マニュアル』をもとに保育所独自で「食物アレルギー対応プラン」「食物アレルギー面談記録」を作成し、『生活管理指導書』により完全除去食として代替食を提供しており、毎月の献立表を保護者に渡し代替食を確認している。アレルギー児の状況や対応等については、全職員で周知しており、食事の提供にあたっては、各クラスに配膳リーダーがおり、検食（所長）・運搬（調理師）・配膳（担任）と3重チェックで、確認してから渡している。食器やトレイは色別し、顔写真付きのプレートを載せて誤食防止対策を行っている。また、同じアレルギーを持つ子ども同士、同室で食事を取り、特別視されないように席の配置に配慮しなら安心して食べられるようにしている。状況に応じて投薬が必要な子どもには、医師の指示書と薬を看護師が適切に管理し、使用の際は複数で確認している。3歳以上児と3歳未満児に分けて給食参観を実施し、保育所でのアレルギー対応の実際を見てもらい理解を図っている。給食参観後、保護者アンケートを取り、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で結果を配信している。

A-1-(4) 食事

A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・ <b>b</b> ・c
----	----------------------------------	----------------

<コメント>  
富山市の『給食指導計画』に基づき、保育所独自の「食育計画」を作成し、「食事と健康の関

<p>連を知り、みんなと一緒に食べる楽しさや喜びを味わう」を食育の目標に掲げ、年齢ごとの発達や個人差に合わせた食事の支援を行っている。また、5歳以上児が中心となり自分たちで作ってみたい料理で使う野菜を栽培し、それを使って料理をしたり、給食の下準備を手伝ったりしている。これらの食育活動を通して、食に関心を持ち楽しく食事がとれる子どもの育成に努めている。個人差や食欲に応じて量の加減ができるように3歳未満児はおかわりができるように取り皿を用意したり、0.1歳児のおやつはそれぞれのタイミングで食べられるようにしたりしている。3歳以上児は自分の食べる量を自分で調節できるようにバイキング形式で配膳を行っている。また、定期的に「わくわくランチタイム」の日を設け、いつもとは違う友だちや場所でおやつや給食を食べている。食を通した『親子ふれあい交流事業』として、3歳未満児と3歳以上児に分けて給食参観を実施し、親子で一緒に食事をしたり、調理員の話の聞いたりする機会を設けている。参加後のアンケート結果は、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で配信している。</p>		
A⑩	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ <b>⑩</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;          保護者・担任・調理員との連携により、家庭での食事の様子や「離乳食食品摂取状況調査表」を確認しながら、発達に合わせた形状・硬さ・量等に考慮した調理を工夫したり、食事の様子を見ながら子どもの状況を把握したりし、安全でおいしい食事作りに努めている。また、年1回の喫食調査・残量調査や月1回の献立の反省を踏まえて子どもの好き嫌いを把握し、富山市に結果を報告し献立作成に反映できるようにしている。毎月19日を『食育の日』と定め、調理員が中心となり玄関に食育コーナーを設置し、『日本の味めぐり』と題して郷土食の紹介や食事の提供を行ったり、毎月、『富山の名産』と題して本物の食材や関連の本等を展示したりしている。人気メニューのレシピも自由に持ち帰れるように配置している。畑で栽培した野菜を給食材料として使い、季節を感じながらおいしく食べられるよう取り組んでいる。『衛生管理マニュアル』に沿った対応に留意しながら食事の提供を行っている。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑪	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ <b>⑪</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;          保育所での子どもの生活や遊びの様子を保育ドキュメンテーションで玄関に掲示したり、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』により「保育所だより」「クラスだより」等を配信し、保育の理解につなげている。4月の保護者会総会で「全体的な計画」について説明し、「保育のテーマ」「保育目標」「新庄保育所の子どもたちの権利」等の共通理解を図っている。保育参加や食を通した『親子ふれあい事業』等、保護者と直接関わる機会を通して、子どもの成長を共有できるように努めている。日常的に送迎時の会話や連絡帳により一人ひとりの子どもの様子を保護者と伝え合い連携を図っている。今後、子どもの様子が知りたいという個々の保護者の思いに応え、情報交換の取り方を工夫しながらより細やかな連携を図り、保護者との</p>		

信頼関係が深まることに期待したい。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの相談には、玄関に「個別相談申し込み票」を設置し、相談しやすい環境を整えている。担任が相談窓口になっているが必要に応じて所長や副所長が相談対応したり、ケガや病気等の相談は看護師が対応したりしている。相談後は内容を記録すると共に担任から所長や副所長へ内容を報告し、適切に助言が受けられる体制を整えている。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>『富山県子ども虐待防止ハンドブック』や『富山市虐待防止マニュアル』に基づき、独自のマニュアル「虐待・虐待の疑いを発見した場合」を作成し、毎日の視診を行い、虐待が疑われる場合は直ぐに対応できるように体制を整えている。『保育士向け児童虐待防止のための研修用ワークブック』を活用したり、職員で話し合いにより「新庄保育所の子どもたちの権利」を作成したりしながら、子どもの権利を守る意識の向上を図っている。</p>		

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職場会議、リーダー会議、年齢別ミーティングを通して、保育内容の検討や見直し・改善を繰り返し、保育の質の向上に取り組んでいる。園内研修テーマ「たのしい・やってみたい・もっとしたい 保育所だいすき 新庄っ子！」を基に子どもの主体性を育む保育の実践に取り組み、月間・週間指導計画や3歳児以上の異年齢児指導計画の評価・反省を次月の保育計画に生かしている。また、富山市業績評価に基づき、所長の面接で職員各自の目標の達成度の確認や振り返りを行っている。定期的に『富山市立保育所保育等ガイドライン・チェックリスト』『自己評価票』を用いて自らの保育の振り返りと見直しを行い、職員全体で結果の集計を取りながら、保育所全体の学び合いや意識の向上に取り組んでいる。</p>		